

那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市地域福祉基金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市において継続して1年以上にわたって社会福祉に係る活動実績のある団体
- (2) 本市において継続して6か月以上にわたって介護予防に資する活動実績のある介護予防サークル

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 政治団体、宗教団体、営利を目的とする団体その他交付をすることが不相当と認められる団体
- (2) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、補助金の交付は同一補助事業に対し1回を交付限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3回を限度とすることができる。

- (1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
- (2) 健康・生きがいつくりの推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業
- (4) その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業等の向上に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、他の公的補助を受けるものは補助事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、第7条の審査において認められた経費については、この限りではない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額で、1補助事業当たり50万円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 介護予防サークルが行う1補助事業当たりの補助金の額は、前項の規定にかかわらず10万円を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長の定める日までに那覇市地域福祉基金補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 前条の申請があったときは、那覇市地域福祉基金運営委員会においてこれを審査する。ただし、介護予防サークルの申請については、チャージンジュールにおいてこれを審査する。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後生じた事情の変更により申請内容を変更して補助事業を実施するときは、那覇市地域福祉基金補助事業変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の合計の10分の3を超えない範囲の経費配分の変更については、この限りでない。

(中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、那覇市地域福祉基金補助事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに、那覇市地域福祉基金補助事業実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、那覇市地域福祉基金事業補助金概算払申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しその他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	
1	謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金） 外部講師については時給1万円、内部講師については時給3千円を限度額とする。
2	報償費
3	旅 費（費用弁償、普通旅費） 合理的経路を用いて要する公共交通機関等交通費の実費相当額。
4	需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、食材費、原材料費） 食糧費については1人あたり飲料代200円、食事代600円以内とし、懇親会に対する費用は対象外とする。
5	役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）
6	委託料
7	使用料及び賃借料（家賃は除く。）
8	備品購入費 事業実施に必要な不可欠な消耗品以外の物品購入費用。
9	その他経費（上記以外に地域福祉基金補助事業の趣旨に沿うもので市長が特に必要と認めるもの）

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

担当者氏名

(代表者印)

電話番号

那覇市地域福祉基金事業補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、補助金の交付について申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

- 3 添付書類
- (1) 那覇市地域福祉基金補助事業計画書（別紙1）
 - (2) 那覇市地域福祉基金補助事業収支予算書（別紙2）
 - (3) 団体の当該年度事業計画書
 - (4) 団体の当該年度収支予算（見込）書
 - (5) 団体の前年度収支予算決算書
 - (6) 団体の定款又は会則

那覇市地域福祉基金補助事業計画書

団 体 の 概 要	団 体 名							
	所在地・連絡先	〒	電話					
	代表者氏名							
	設立年月日	年	月	日	会員数	人	職員数	人
	活動内容							
直近3年間に 受けた補助金								
補 助 金 交 付 を 申 請 す る 事 業	事業名							
	事業の種類	那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第3条第1項第()号						
	事業期間	年	月	日	～	年	月	日
	事業の目的 及び内容							

補助金を交付を申請する事業	事業の実施体制	
	期待される市民への効果	
	他の助成の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・公的助成 (有 ・無) ・民間助成 (有 ・無)
	経費及び内訳	別紙2「那覇市地域福祉基金補助事業収支予算書」のとおり

注1 事業毎に計画書を作成してください。

注2 当該事業の説明を補足する資料があれば添付してください。

那覇市地域福祉基金補助事業収支予算書

事業名	
-----	--

補助金 所要額 算出表	補助事業に要する 経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額「B」	事業実施に伴う 会費等の収入額「C」
	円	円	円
	団体自己負担金「D」	差引額「E」 (=「B」-「C」- 「D」)	補助申請額 F (50万円以下)
	円	円	円

	項目	予算額(円)	内訳
収 入	会費等の収入「C」		
	団体自己負担金		
	地域福祉基金事業補助金 「F」		
	収入計		

	項目	予算額(円)	内訳
支 出	補助対象経費		
	補助対象経費合計=「B」		
	補助対象経費以外の経費合計 「G」		
	支出計=「A」		(補助対象経費合計)+(補助対象経費以外の経費合計)

注1 支出の項目欄には那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱別表の項目(講師謝礼金、消耗品費等)毎に記入し、内訳の欄には項目毎の予算額の積算根拠、数量等を詳しく記入してください。

注2 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

(代表者印)

那覇市地域福祉基金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け那覇市指令福福第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 事 業 名

2 補助金変更申請額 金 円

(補助金交付決定額 金 円)

(変更増減額 金 円)

3 変更を必要とする理由

4 添 付 書 類 那覇市地域福祉基金補助事業変更後収支予算書（別紙1）

那覇市地域福祉基金補助事業 変更後収支予算書

事業名	
-----	--

補助金 所要額 算出表		補助事業に要する 経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額 「B」	事業実施に伴う 会費等の収入額「C」
	変更前	円	円	円
	変更後	円	円	円
	増減額	円	円	円
		団体自己負担金「D」	差引額「E」 (=「B」-「C」- 「D」)	補助申請額 F (50万円以下)
	変更前	円	円	円
	変更後	円	円	円
	増減額	円	円	円

収 入	項目	変更前予算(円)	変更後予算(円)	変更内訳
	会費等の収入「C」			
	団体自己負担金			
	補助金申請額「F」			
	収入計			(増減 円)

支 出	項目	変更前予算(円)	変更後予算(円)	変更内訳
	補助対象経費			
	補助対象経費合計= 「B」			(増減 円)
	補助対象経費以外の経費合計 「G」			(増減 円)
	支出計=「A」			(増減 円)

注1 事業毎に作成してください。上記に入らない場合は、別紙に記入してもかまいません。

注2 各項目及び予算欄は変更の有無にかかわらずすべて記入し、変更内訳の欄は変更のある項目についてのみ記入してください。

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

(代表者印)

那覇市地域福祉基金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け那覇市指令福福第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 事 業 名

2 補助金交付決定額 金 円

3 中止（廃止）理由

4 中止期間（廃止）年月日

年 月 日から 年 月 日まで中止

（ 年 月 日廃止）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

(代表者印)

那覇市地域福祉基金補助事業実績報告書

みだしのことについて、 年 月 日付け那覇市指令福福第 号で補助
金交付決定の通知があった補助事業の実績を、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助金精算額 金 円

- 3 添付書類 (1) 那覇市地域福祉基金補助事業実績書（別紙1）
(2) 那覇市地域福祉基金補助事業収支決算（精算）書（別紙2）
(3) 補助事業の成果を示す参考資料
(4) 事業に要した経費に係る領収証、レシート等（原本）

※購入品目の詳細がわかるもの。

那覇市地域福祉基金補助事業 実績書

事業名	
事業期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
事業内容 ・成果	
経費	補助事業に要した経費の合計額 金 円
	うち補助対象経費 金 円
経費の内訳	別紙2 那覇市地域福祉基金補助事業収支決算(精算)書のとおり

那覇市地域福祉基金補助事業 収支決算 (精算) 書

事業名	
-----	--

補助金 精算額 算出表	補助事業に要する 経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額「B」	事業実施に伴う 会費等の収入額「C」
	円	円	円
	団体自己負担金「D」	差引額「E」 (=「B」-「C」-「D」)	補助金交付決定額「F」 (交付決定通知書記載額)
	円	円	円
	補助金概算払済額「I」 (既に概算払いを受けた額)	補助金確定額「J」 (EとFを比較して少ない方の額)	補助金差引過不足額「K」 (=「I」-「J」)
円	円	円	

	項目	当初予算額 (円)	決算額 (円)	内 訳
収 入	会費等の収入「C」			
	団体自己負担金			
	補助金申請額「F」			
	収入計			

	項目	予算額 (円)	決算額 (円)	内 訳
支 出	補助対象経費			
	補助対象経費合計 「B」			(差引 円)
	補助対象経費以外の経費合計 「G」			(差引 円)
	支出計「A」			(差引 円)

注1 事業毎に作成してください。上記に入らない場合は、別紙に記入してください。

注2 事業の変更承認があった場合、補助金交付決定額「F」の欄には変更承認通知書記載の額を記入します。

注3 差引過不足額(上記「K」)が生じた場合は、返納(「K」の額がプラスの場合)又は不足額の請求(「K」の額がマイナス(△)の場合)の手続きが必要ですので、別途通知します。

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

(代表者印)

那覇市地域福祉基金事業補助金概算払申請書

年 月 日付け那覇市指令福福第 号で補助金交付決定の通知があつた補助事業に係る補助金について、下記金額の概算払いを申請します。

記

1 今回申請額 金 円

2 概算払内訳

区 分	総 額
交付決定額 A (交付決定通知書記載の額)	円
受領済額 B (分割で概算交付を受けた額)	円
今回申請額 C	円
差引残額 D = A - B - C	円

- 3 添付書類 請求書
 債権者登録申請書（口座の新規登録又は登録内容変更の場合のみ）
 商品等購入の際の見積書